

# 中小企業が経営者保証を提供しないことを選べる保証制度がはじまります

2024. 3

北海道中小企業総合振興資金

令和6年3月15日から開始

このたび、国は、信用保証料の上乗せにより経営者保証の非提供を事業者が選択できる信用保証制度を創設しました。  
本保証制度は「北海道中小企業総合振興資金」においても適用され、信用保証付きで融資を受ける場合、一定要件のもとで経営者保証を提供しないことを選択できるようになります。

## 保証料の上乗せで**経営者保証が不要**となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」の開始

**ポイント:** 北海道中小企業総合振興資金において、一部を除いたほぼ全ての融資メニュー（※1）で、一定の要件を満たした場合、信用保証料の上乗せにより、事業者が借入時の経営者保証を提供しないことを選択できるようになります。

【資格要件】

i. 法人から代表者への貸付等が無いこと

ii. 決算書等の提出

iii. 下表のいずれかに該当

		直近決算	
		債務超過でない	債務超過
減価償却前 経常利益	直近2期連続して赤字でない	保証料率 <b>+0.25%</b>	保証料率 <b>+0.45%</b>
	直近2期連続して赤字	保証料率 <b>+0.45%</b>	対象外

（※1）北海道中小企業総合振興資金において、「事業者選択型経営者保証非提供制度」が適用されない融資メニューは以下のとおりです。

- ・ライフステージ対応資金「創業貸付（スタートアップ）」
- ・ライフステージ対応資金「ステップアップ貸付【政策サポート】（ものづくり）」  
※特例地域経済牽引事業関連保証を適用する場合
- ・ライフステージ対応資金「事業承継貸付」  
※経営承継準備関連保証、経営承継借換関連保証、事業承継特別保証を適用する場合
- ・ライフステージ対応資金「企業体質強化貸付」  
※事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）（経営者保証免除対応）を適用する場合
- ・経済環境変化対応資金「経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）」  
※伴走支援型特別保証制度（経営者保証免除対応）を適用する場合

北海道中小企業総合振興資金の  
資金メニュー一覧はこちら



→ 事業者選択型経営者保証非提供制度の概要は裏面を参照

# 「事業者選択型経営者保証非提供制度」の概要

国が定める上記保証制度の概要は以下のとおりです。

## 1 主な資格要件

次の（１）～（５）のいずれにも該当する法人である中小企業者

- （１）保証申込日以前２年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が２年間に満たない場合は、その期間）の決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- （２）保証申込日の直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者等への役員報酬等の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- （３）次の両方又はいずれかを満たすこと
  - ①保証申込日の直前決算において債務超過でない（貸借対照表において「純資産の額 $\geq 0$ 」であること）
  - ②保証申込日の直前２期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない（損益計算書において「経常利益+減価償却 $\geq 0$ 」であること）
- （４）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面（要件確認書兼誓約書）を提出していること
  - ①保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
  - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者等への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- （５）保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること

## 2 対象となる主な保証

無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険に付与される保証

（法令により経営者保証を徴求しない保証・経営者保証不要の取扱いとなる保証等を除く）

## 3 信用保証料

- ・上記１（３）①及び②のいずれにも該当する場合は、各制度要綱等で定める信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率
- ・上記１（３）①又は②のいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後２事業年度の決算がない場合は、各制度要綱等で定める信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率

## お問い合わせ先

【問い合わせ】北海道経済部地域経済局中小企業課

電話 011-204-5346 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道中小企業総合振興資金の詳細はこちらをご覧ください。

北海道 制度融資

検索

